

独立行政法人日本学生支援機構年度計画（平成17年度）

（序 文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づく、平成十七年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の徹底した見直し、情報化の推進及び外部委託の推進等、業務の合理化、効率化等に努めるとともに、一般管理費（人件費を含む。）及びその他の事業費（人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。）に関しては、経費節減に関する中期計画の達成に向けさらに準備をすすめる。

また、学資金貸与業務に係る費用については、中期計画に基づき、返還金の確保等に最大限努めつつ、学資金貸与の業務執行に要する事務経費について、その貸与費（原資）に占める割合を対前年度3%以上削減する。

(2) 外部委託等の推進

学資金貸与事業について

学資金貸与業務においては、前年度実施事項に加え、新たに以下のような外部委託を進める。

- ）予約採用に係る「確認書」の点検作業
- ）予約推薦データと証明書類の照合作業
- ）採用関係書類と異動関係書類の分類・整理作業

返還金回収業務においては、 - 2 - (3)に掲げる回収率の向上のため施策を講じるに当たり、前年度実施事項に加え、新たに以下のような外部委託を進める。

- ）新規卒業者のリレー口座未加入者に対する加入督促架電の追加実施
- ）法的手続きの拡大に向けた訪問等督促行為の実施

併せて、回収業者への債権回収の委託を試験的に実施する。

留学生寄宿舍等の管理運営について

機構が整備・保有する留学生寄宿舍等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託し、併せて、前年度検討を基に役務契約等の見直しを行い、固定費削減について前年度1%

以上の削減を行う。

2 組織の効率化

(1) 適切な組織体制の構築等

企画・総合調整、業績の評価分析、情報公開、危機管理対応等の機能を総合的に掌理するために、「政策・広報室」と「企画部」を統合し「政策企画部」を設置する。

部課の整理統合や大学等及び関係機関との新たな連携関係の構築などを含めた組織の見直しを図るとともに、合理的、効率的・効果的な業務運営が可能な組織を構築するため、引続き業務量の分析や将来推計等を行う。

「留学生事業部」と「留学情報センター」を統合し、留学生事業に関する計画策定機能の一本化及び総合調整機能の強化を図り、留学生寄宿舍等の設置及び運営、留学生交流事業等を一層効率的・効果的に行う。

「学生生活部」を再編し、企画立案機能を強化することにより、大学等における学生相談・指導業務の充実に資するため、研修事業、並びに様々な学生支援に関する情報収集事業を効率的・効果的に行う。

本部権限の支部への移譲に係る方針及び方法等を策定するとともに、支部の統合を含む支部体制の効率化・強化の検討を行う。

(2) 適切な人事管理

適切な人事管理を行うため、以下の措置を実施する。

) 「職員採用計画」に基づき、新規採用や専門的な能力を有する者の中途採用など、職員の採用を合理的、効果的に行う。

) 「人材育成計画」に基づき、公正な人事評価の実施、職員研修の体系的実施、関連機関との積極的な人事交流、幹部職員への女性登用など、人材育成を合理的、効果的に行う。

3 評価

(1) 評価方法等の改善

分析・評価・改善のサイクルに関するマニュアルに基づき、業務分野ごとの事項・観点・評価方法について、年度ごとに見直しを図る。

(2) 自己評価・分析の実施

自己評価・分析を年度終了後速やかに実施して改善を図る。

また、公聴モニターから聴取した意見や要望を分析し、情報提供の充実、サービ

ス改善を図る。

(3) 外部評価の実施

評価委員会において、機構の業務実績について評価を行い、効率的・効果的な事業の実施に向けた改革・改善への取組を図る。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 共通的事項

(1) 透明性及び公平性の確保

支援業務の実施に係る手続きの透明性及び公平性を確保するため、以下の措置を実施する。

) 学資金貸与業務の審査にあたっては、法令の定めに従い、大学等による審査に加え、機構においても適正に実施する。なお、基準等についてはホームページで公開するとともに、一層の改善を図るため、専門委員で構成する委員会において検討を進める。

) 優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度については、法令及び基準に基づき、業績優秀者免除認定委員会の意見を聴き、適切に実施するとともに、申請手続等について大学等からの意見等を聴取する。

また、返還猶予や死亡・心身障害による免除については、専門の委員会により、一層の透明性、公平性を保持するため、審査基準や審査体制について引続き検討する。

) より適格な留学生の質を確保するために、機構で行う私費留学生に対する学資の支給等援助に係る、採用時及び採用後の適格性の認定のための基準を適切に運用する。

(2) 広報活動の充実

ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、各種学生支援制度の利用希望者に対し、手続き、対象者、条件その他利用に当たって必要な情報を迅速かつ正確に提供するとともに、特にホームページの年間アクセス数について、平成16年度実績以上を確保する。

広報の対象に応じて、それぞれに適合した情報伝達手段を効果的に活用できる方法を調査・研究する。

また、これまでの機関紙等について統合・廃止を含めた見直しを引き続き行うとともに、電子化等の合理的、効率的・効果的な広報手段として開発を進める。

組織内部の情報把握とデータ管理、上記情報公開機能の支援などの体制の整備とともに、人材の育成を行うための具体的方策を研究する。

公聴モニターの結果を分析し、情報提供の充実、サービス改善を図る。

(3) 情報公開の推進

個人情報保護法の全面施行に対応し、従来までの「情報公開委員会」に代え、複数の有識者による「情報公開・個人情報保護委員会」を設置する。

情報公開並びに個人情報保護の関係法令等に留意しながら、機構が保有する法人文書の開示の実施又は個人情報の適切な管理を行う。

役職員の意識向上を目的として、情報公開制度及び個人情報の保護に関する研修を実施し周知徹底をはかる。

2 学資の貸与その他援助

(1) 情報提供の充実

ホームページにおいて、学資金の申込、返還等に関する質疑応答集を、質の確保に留意しつつ、新たに奨学金案内、奨学生のしおり、諸願・届様式集を掲載するなど項目の充実を図る。併せて大学等に対する説明会の充実を図る。

また、災害救助法が適用された地域の被災家庭の学生等に対する学資金の緊急採用（応急採用）の応募受付並びに返還猶予制度の適用、その他貸付条件の変更等が生じた際は、その都度迅速にホームページにおける必要な情報の更新を行うとともに、関係機関へ積極的に情報を提供する。

(2) 諸手続きの改善、効率化

奨学金の貸与終了時に作成している満期予定者名簿等を電子化するシステムの導入を検討するとともに、現行の申込手続き等の審査事項や様式の見直しを行い、大学等における事務負担の軽減を図る。

奨学金の申請等を電子的に受け付ける「スカラネット」の利用促進を図り、大学等の「スカラネット」利用率を15年度実績以上とする。

関係機関との協議を継続して行うとともに、年度当初における継続者等の早期交付を実施するための準備を進める。

(3) 回収率の向上

奨学生の返還意識の涵養を図るため、以下の措置を適切に行うとともに、前年度のアンケート調査の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。

）大学等が卒業を控えた奨学生に対し返還説明会を実施する場合、職員を派遣し、返還の重要性に係る指導を徹底する。

- ）説明会用ビデオ及び事務マニュアルを活用し、返還説明会の標準化を進める。
- ）新規卒業者を対象に、学校長名の文書の発送を依頼し、卒業後の確実な返還開始に資する。
- ）すべての大学等に対し、卒業者の延滞状況等について通知し、大学等の理解と協力を得ながら、在学中より奨学生の返還意識の涵養に努め、延滞防止の改善に資する。

リレー口座への加入促進を図るため、外部委託等の活用により、以下のような加入督促を行う。

- ）未加入の新規卒業者に加え、連帯保証人に加入督促通知を送付する。
- ）未加入者に対し、外部委託により加入督促架電を拡大する。
- ）未加入延滞者（未入金者）に対し、外部委託により加入及び返還督促架電を行う。

1年未満の延滞者への請求行為について、以下のような強化策を講じる。

- ）残高不足により振替不能となった延滞者に対しては、督促状の送付や外部委託による督促回数の増加を図る。
- ）延滞者、連帯保証人、保証人に対しても、督促状の送付や架電による実態調査を実施する。

1年以上の延滞者への請求行為について、以下のような強化策を講じる。

- ）1年を経過した延滞者に対して個別返還指導を行う。
- ）1年以上の延滞者のうち、入金履歴、延滞年数に応じた訪問等による返還指導を行い、返還に応じない者等に対し、支払督促申立等の法的処理を行う。

また、原則として、1年以上の延滞者全員に履行期限を設定し、履行されない場合は裁判所を通じた督促の手続きに入る旨予告等を行う。

なお、本年度において回収業者への委託等を試験的に実施する。

- ）返還の意思はあるが、期日到来分の割賦金及び延滞金の全額返還が困難な延滞者については、返還の督促に併せ、分割による返還、返還の猶予など、生活実態等を踏まえた適切な指導を行う。

学資金の回収については、以上 ～ の措置をとるとともに、新規返還者の初年度末の返還率に関する中期計画の達成に向け、確実に回収を行う。

(4) 機関保証制度の導入

平成16年度以降に採用された奨学生が人的保証と機関保証とを利用することができるよう、適切な保証機関の整備を引き続き支援する。

なお、海外留学のための有利子学資金の貸与については、人的保証と機関保証の双方の保証を受けるよう適切に実施する。

保証機関が行なう主要業務である()保証審査管理、()保証料・保証残高管理、()保証履行管理及び()求償権回収管理並びに()計数管理のうち()～()

については、保証機関との連携を密にしながら電算プログラムの開発を行うほか、保証依頼、保証料徴収、保証変更等の関係業務の追加・変更を円滑に処理する。

大学等、学生等に対して、保証機関と連携し、機関保証制度の趣旨を適切に広報し、理解及び加入の促進を図る。

(5) 適切な適格認定の実施

奨学生に対する適格認定の実施に当たっては、大学等の意見も十分に踏まえ、奨学生としての適格性及び奨学金の必要性を効率的に判定できるよう、認定時期・方法を見直すとともに、当該取扱い基準（ガイドライン）の周知・徹底を図りつつ、これに基づき、大学等において（ ）人物、（ ）健康、（ ）学業、（ ）経済状況を総合的に考慮して、（ ）継続、（ ）激励、（ ）警告、（ ）停止、（ ）廃止、（ ）復活等の認定を確実にを行い、その結果を機構に報告させる。機構はこの報告に基づき、奨学生に対する措置を適切に講ずる。

また、認定業務の合理的・効果的な実施を図るための電子情報化の具体的方策を検討する。

(6) 返還免除・猶予制度の適切な運用

優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度については、法令及び基準に基づき、業績優秀者免除認定委員会の意見を聴き、適切に実施するとともに、申請手続等について大学等からの意見等を聴取する。

返還猶予や死亡・心身障害による免除については、専門の委員会により、一層の透明性、公平性を保持するため、審査基準や審査体制について引続き検討する。

3 留学生への学資の支給その他援助

(1) 留学生の質の確保への留意

より適格な留学生の質を確保するために、機構で行う私費留学生に対する学資の支給等援助に係る、採用時及び採用後の適格性の認定のための基準を適切に運用する。

(2) 諸手続きの改善、効率化

中期計画の達成に向け、業務の電算処理等を推進するための必要な資料の作成・整理、様式の簡略化等を実施する。

(3) 国費留学生等に係る支給業務の円滑化

関係機関と緊密な調整を行いながら、開発したシステムを利用し、支給事務を円滑かつ合理的に行う。

(4) 私費留学生に対する支援

私費外国人留学生学習奨励費給付制度、先導的留学生交流プログラム支援事業及び短期留学生推進制度による奨学金支給等支援業務を行う。

また、制度の円滑かつ適正な実施のため、必要な調査及び諸外国の高等教育機関等との意見交換を行う。

(5) 医療費補助の見直し

医療費補助の改善案に基づき、見直しの具体的計画を策定し、実施に向けた関係機関への周知を行う。

4 留学生寄宿舍等の設置及び運営等

(1) 計画的な施設整備

既存の留学生寄宿舍等の耐震調査等を行い、改築及び改修を含む施設整備の準備に着手する。

また、支部等を活用し、地方公共団体及び大学等による宿舍提供の取組み、不動産業者・管理業者等の実情等について全国的な調査研究を行う。

(2) 入居者に対するサービスの向上等

各留学生寄宿舍に相談員等を1名以上配置し、効果的なサービスを提供する。

また、配置計画に基づきチューター、カウンセラーの配置を進める。その際には、地域の大学等、地方公共団体等に対してボランティア等の公募を行う。

地方公共団体、地域ボランティア等との連携・協力により、スポーツ大会、文化祭、芸術祭、各種文化教室、外国人留学生講師派遣等を実施する。その際には、留学生寄宿舍を有効に活用するとともに、実施経費の効率的、効果的活用に一層努める。

また、参加人数等の目標を設定するとともに、参加者に対する調査を行い、その結果を分析し、平成18年度以降の業務の改善に反映させる。

地域のニーズを調査し、地方公共団体や小・中・高・大学等に対して施設利用の周知を行い、業務に支障のない範囲で関係機関を含む諸団体等一般の様々な活動施設として提供し、併せて施設稼働率について、平成16年度実績以上を確保する。

また、施設利用料金を含めて、施設利用を増加させるための方策について、検討を行うとともに、利用者に対する調査を行い、その結果を分析し、施設や機器の整備の参考とする。

入居者に対し施設利用に関する調査を行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、その結果を分析し、留学生寄宿舍の管理運営方

針策定の参考とする。

また、常時、意見箱等を設置し入居者の意見を聞くための体制を整備する。

事例の収集方法、編集方針、提供方法等について検討し、事例の収集・分析を行う。

(3) 留学生宿舎建設等への助成

地方公共団体等から申請があった場合には、助成の可否を検討し、必要性に則した機動的な対応を行う。

低廉で良質の宿舎確保及び大学等への民間宿舎確保に資するため、指定宿舎事業を実施するとともに、平成16年度実施結果を分析し、指定契約内容、条件等の見直しについて検討を進める。

また、留学生に対し効率的・効果的に良質で低廉な宿舎を確保する観点から、「指定宿舎事業」のあり方について見直し・改善へ向けての検討・調査研究を進めるとともに、見直し・改善に係る計画を策定する。

5 日本留学試験の実施

(1) 試験の質の向上等

試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に引き続き努める。

また、既に出題された問題について、利用大学から意見聴取を行い、試験問題の改善に資するとともに、「日本語教育センター」との連携方策について検討を進める。

(2) 利活用の拡大

海外における実施国・都市の更なる増設については、現地の日本留学需要及び試験実施体制を十分調査し、実施計画を策定する。

渡日前入学許可実施校を平成16年度の45大学以上になるよう、積極的に大学等に対して様々な働きかけを行う。

試験実施国・都市において「日本留学フェア」若しくは「日本留学ミニフェア」を実施することにより、試験の利活用拡大のための情報提供に努める。

海外事務所設置国においては、日本留学説明会やシンポジウムを積極的に実施することにより、適切な日本留学情報の提供を行うとともに、試験の利用促進に努める。海外事務所を設置していない国においても、現地留学生会等と協力して説明会等を実施する。

6 日本語予備教育の実施

(1) 教育内容等の改善

学生を受け入れるに当たっては、準備教育課程を希望する学生、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生等の受入れ等に配慮する。

予備教育の質の向上を図るため、以下の措置を実施する。

）専修学校進学者のための教材開発基礎調査を行うとともに、大学院進学者のための教材並びに非漢字圏からの留学生のための中級教材の作成に着手する。

）修了者に対する調査結果に基づき業務の改善を図るとともに、平成17年度においても継続的な調査を行う。

海外の高等教育機関及び予備教育機関等との連携、指導、協力を促進するため、以下の事業を実施する。

）海外の外国人日本語教員に研修の場を提供する。

）海外の予備教育センターとの連携、指導、協力を促進する。

(2) 日本理解の促進

留学生の日本理解を促進するため、以下の措置を実施する。

）国費留学生を対象に、地域の小学校の国際理解教育授業への参加を推進する。

）小・中・高・大学生・社会人との交流を実施する。

）ホームステイ等への参加を推進する。

7 留学生交流推進事業

(1) 留学情報提供・相談機能の強化

留学情報センターによる情報提供・相談機能を強化するため、以下の措置を実施する。

）日本留学・海外留学関連資料を作成し、ホームページへの掲載や多言語化等、留学情報提供・相談機能を強化し、留学に対する照会件数及びホームページへのアクセス件数を平成15年度実績以上とする。

）「海外留学フェア」、「外国人学生のための進学説明会」等を実施する。

）海外の高等教育機関等に関する調査を引き続き行う。

）留学に関する各種出版物を作成する。

）支部等2か所において、留学情報センターのサテライトとしての機能を強化するための検討を行う。

海外事務所の増設

海外事務所増設箇所の候補地につき、引き続き検討作業を継続する。

在外日本公館や教育機関等との連携の下、日本国内の教育機関等の参加を得て、「日本留学フェア」を海外諸国（10か国程度）で開催する。また、関係機関の協力を得て、機構において「日本留学ミニフェア」を開催する。

加えて、海外事務所主導で海外事務所設置国等において日本留学説明会等を実施する。

東京国際交流館の利用率を高め、経営効率を改善向上させるため、前年度のアンケート調査の結果を踏まえ、利用料金の見直し等に関する検討を行うとともに、年間稼働率に関する中期計画の達成に向けて、広報活動、営業活動並びに周辺施設との連携を強化する。

(2) 国際的なセミナー等の開催

支部において、留学生と日本人学生、大学等教職員及び地域住民等を交えて、地域における留学生との交流会、セミナーを開催し、留学生の適切な就労、住居環境に関する理解、及び地域住民等との交流を促進する。

日本の大学と海外の大学が合同で実施するセミナーを共催し、支援を行う。

また、東京国際交流館において開催する国際的なセミナー・講演会・研究発表等の取組を支援する。

(3) 帰国留学生に対するフォローアップの充実

帰国留学生に対する専門資料送付、帰国外国人留学生研究指導事業、帰国外国人留学生短期研究制度を実施する。

また、帰国留学生データベースの整備等を進めるとともに、帰国留学生に対するフォローアップ施策のための調査研究を行う。

8 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供

(1) 学生支援担当教職員に対する研修の充実

大学等学生支援担当教職員に対し、関係機関とも連携して以下の研修会を全国又は地域ごとに実施する。

また、研修会の効果等を測定し、平成18年度以降の研修内容・方法等に反映させるとともに統廃合を含む研修事業の整理・見直しに着手する。

さらに、大学等からの要望や時代のニーズに対応する新たなプログラム等の開発に向けた準備を行う。

）学生指導関連の研修会

全国学生指導研究集会

地区学生指導職員研究集会

学生指導担当職員研修

）学生相談関連の研修会

メンタルヘルス研究協議会（地区）

全国大学保健管理研究集会

- 全国大学メンタルヘルス研究会
- 全国学生相談研究会議
-) 就職指導関連の研修会
 - 地区就職指導担当職員研修会
-) 修学指導関連の研修会
 - 教務事務研修会
-) 留学生交流関連の研修会
 - 留学生担当職員研修
 - 留学生交流研究協議会

(2) 学生支援関連情報の収集・提供等の充実

学生支援に関する事項を中心としつつ、高等教育に関する事項について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るため、月刊「大学と学生」を発行する。

大学等における学生支援の充実に資するため、()カウンセリング等の学生相談に関する情報、()インターンシップや就職指導等に関する情報、()転学等に関する情報、()心身に障害のある者等への支援に関する情報など、学生支援に関する有益な活動事例等の情報を効率的、効果的に収集し、各大学等に対して提供するため、学生支援情報データベースの構築に着手する。

また、大学等における学生相談組織等の整備に資する調査研究を行う。

関係機関と密に連携をとりながら、ボランティア活動に関する情報を収集し、支部において、体験ボランティア・ボランティアセミナー等を企画・実施する。

また、大学等における学生ボランティア活動を支援・促進するため、大学等のボランティア担当者間の情報交換の場を提供する。

学生等の就職機会均等の確保と就職指導の充実を図るため、学生支援業務担当教職員及び企業の採用担当者を対象とする就職ガイダンスを全国規模で年2回開催する。

また、参加者に対する調査を行い、その結果を分析し、平成18年度以降の業務の改善に反映する。

学生支援を効率的、効果的に行う方法として、地域単位で大学等が連合してサービスの提供、各種交流事業を行う学生支援組織(コンソーシアム)形成の動きがあるものについては、支部を拠点にこうした動きに対する協力を行う。

また、支部が複数の大学など地元関係機関と連携し、その地域ブロック単位で共通している学生生活支援の課題等に係る共同事業等を検討し、順次実施する。

9 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

(1) 学生等の生活実態等に関する調査研究の実施

国の施策等に反映させるため、以下の調査の実施・集計等を行い、刊行物等を通じて速やかに調査結果を公表する。

またこれらの調査結果を集計・処理するための情報システムを用い、効率的な業務実施を行う。

-) 学生生活調査
-) 奨学事業実態調査
-) 留学生在籍調査
-) その他学生支援に関する調査

学生支援に関する内外の関係機関との連携の強化に努める。

(2) 学籍簿管理に関する調査研究の実施

学校閉鎖等のため管理が行えなくなった大学の学籍簿管理については、関係機関を含む外部の有識者による研究協力者会議を開催し、学籍簿の管理の在り方・機構の役割について研究する。

(3) 心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究の実施

心身に障害のある者等の高等教育への進学、高齢者を含む生涯学習人口の増加に対応した新たな支援分野の開拓を進めるために、引き続き関係機関との連携を図り、必要となる取組を行う。また、専門的見地からの調査研究を更に進め、平成 18 年度以降の事業の進め方について検討を開始する。

10 その他附帯業務

(1) 高校奨学金事業の都道府県への移管の円滑な実施

平成 17 年度の高校奨学金事業が都道府県において円滑に実施されるよう、必要に応じて情報を提供する等の協力を行う。

(2) 関係機関と調整を図りつつ、学生等の旅客運賃割引証に係る調査・発送を円滑に実施する。

(3) 学生支援の推進のため、広報活動と連携しながら、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施する。

また、機構としての特色をもった寄附金事業制度として優秀な学生を顕彰する事業を実施する。

予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

(1) 収入の確保等

留学生寄宿舍の館費及び「日本語教育センター」の入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。

寄附金の募集を行うとともに、寄附金を財源とした事業を実施する。

学資金貸与事業においては、財投機関債を1,100億円発行し、自己調達資金の確保に努める。

(2) 業務における固定経費の削減

既存業務のスクラップを含む大胆な見直しを行う他、情報化の推進及び外部委託の拡大等運営管理業務の合理化、縮減を進める。

また、留学生寄宿舍等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託し、併せて、前年度検討を基に、固定費について対前年度比1%以上削減する。

(3) 学資金貸与事業における適切な債権管理の実施

返還指導、架電委託、債権分類、請求書の送付等、状況に応じた対応を可能とするため、電算プログラムの改修を行い、適切な債権管理を実施する。

貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。

(4) リスク管理債権の割合の抑制

リスク管理債権の割合に関する中期計画の達成に向け、確実な回収を行うための施策を実施する。

(5) 予算（平成17年度予算）

別紙のとおり

(6) 収支計画

別紙のとおり

(7) 資金計画

別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は75億円とする。

想定される理由としては、運営費交付金の受入に遅延が生じた場合等である。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産処分等に関する計画はない。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

(1) 「施設整備推進室」を設置し以下のことを行う。

)東京工業大学すずかけ台地区の新施設等の建設に係る計画策定及び関係各所との調整を行う。

)地域交流拠点となる既存の留学生寄宿舍等について、耐震調査等に基づき施設整備の準備に着手する。

(2) 緊急を要する施設及び設備の安全確保のため、別紙のとおりアスベスト対策を行う。

2 人事に関する計画

(1) 方針

職員の能力開発及び人材育成の充実を図ることにより、職員の専門性の強化を図る。また、組織の活性化を図るため、公正な人事評価と処遇制度の導入に係る評価者訓練を実施する。

(2) 人事に係る指標

事務の集中化等の効率化、定型的業務の外部委託推進などにより、計画的な合理化減を行い、人員を抑制する。

(3) 専門性の強化、人材の育成

「職員採用計画」に基づき、幅広い分野における専門的な能力を有する者の中途採用、任期付任用、再任用等を実施する。

「研修計画」に基づき、職員の能力・適性に応じたこれらを伸張するための研修を実施する。

職員の資質の向上を図るため、国、国公私立大学、公益法人等と幅広く人事交流を行う。

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(百万円)

区 分	金 額
収入	
借入金等	538,460
高等学校等奨学金事業交付金	9,126
運営費交付金	22,704
国庫補助金	1,036
施設整備費補助金	224
貸付回収金	244,744
貸付金利息	10,863
政府補給金	8,923
事業収入	1,896
雑収入	1,865
計	839,842
支出	
学資金貸与事業費	751,041
一般管理費	2,950
うち、人件費(管理系)	1,456
物件費	1,494
業務経費	23,412
貸与事業を除く事業費	17,721
うち、人件費(事業系)	3,806
物件費	13,915
貸与事業業務経費	5,691
特殊経費(退職手当特別分)	104
借入金等償還	56,026
借入金等利息償還	19,615
施設整備費	224
計	853,371

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	
一般管理費	2,950
業務経費	23,412
特殊経費(退職手当特別分)	104
減価償却費	0
財務費用	
臨時損失	
収益の部	
運営費交付金収益	22,704
自己収入(その他の収入)	3,761
資産見返運営費交付金戻入	0
臨時収益	
純利益	0
目的積立金取崩額	
総利益	

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	853,331
学資金貸与	742,136
人件費支出	5,366
長期借入金の返済による支出	56,026
支払利息	19,630
高等学校等奨学金事業移管による支出	9,126
その他の業務支出	21,048
投資活動による支出	228
財務活動による支出	139
次年度への繰越金	22,218
資金収入	
業務活動による収入	840,054
政府交付金による収入	9,126
運営費交付金による収入	22,704
政府補給金による収入	8,923
国庫補助金による収入	1,036
貸付回収金による収入	244,965
長期借入による収入	538,460
貸付金利息	10,646
その他の業務収入	4,193
投資活動による収入	267
施設整備費による収入	224
その他の収入	43
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	35,595

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

4. 施設・設備に関する計画

平成17年度 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
国際交流会館 アスベスト対策	224	施設整備費補助金
計	224	

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修(更新)等が追加される見込みである。